

2 処分の理由

[]

(注) 1 「処分の内容」の各欄は次により記入する。

- (1) 「補助事業名」欄は、基準設備、共同製作設備材料、普通科家庭科、普通科等家庭科、専攻科、産業教育共同利用施設、農業経営者養成高等学校拡充整備、普通科等産業教育、一般施設、特別装置、実習船等の事業の名称を記入する。
- (2) 「処分対象施設・設備」欄
 - ア 「整理番号」欄は、処分対象施設・設備が高等学校産業教育施設台帳及び高等学校産業教育設備台帳(以下「施設台帳等」という。)に記入されている場合は、施設台帳等の整理番号を記入する。
 - イ 「品目名(施設名)」欄は、処分対象施設・設備が施設台帳等に記入されている場合は当該施設名又は品目名を、記入されていない場合は実績報告書に記載されている施設名又は品目名を記入する。
 - ウ 「構造」及び「耐用年数」欄は、昭和60年3月5日付文部省告示第28号別表の「処分を制限する財産の名称等」欄及び「処分制限期間」欄に掲げられているものうち該当するものを記入する。
 - エ 公立学校施設整備補助金(高等学校産業教育施設整備費)の「数量」及び「取得単位」の各欄は、特別装置の処分に際し使用する。
 - オ 「取得単位」欄は、処分対象設備の1個又は1組の購入単価を記入する。
 - カ 「補助対象面積に対する処分面積」欄は、「補助対象面積」に記入した面積のうち処分することとする面積を記入する。
 - キ 「公立学校施設整備補助金(高等学校産業教育施設整備費)」に係る「実習船」を処分しようとする場合、「学校名等」欄には当該実習船を使用していた学校名(複数の場合は主として使用していた学校名)を、「品目名(施設名)」欄に実習船名を、「構造」欄に鉄造船、木造船の別を、「補助対象面積」欄に総トン数を、「補助対象面積に対する処分面積」欄に負担対象トン数をそれぞれ記入する。
- (3) 「処分の種類」欄は、目的外使用、譲渡(有償、無償の別)、交換、貸付、担保又は廃棄の別を記入する。

2 「2 処分の理由」は、処分しようとする理由及び処分の内容を処分の種類に応じ記入し、設備の処分については、処分対象設備の補てん計画、設備の処分に伴う施設の処分、譲渡等の付帯条件、処分の期間等に関する事項についての理由等を、施設については処分対象施設の処分前、処分後の配置図及び平面図を次により作成し添付する。

(1) 配置図

縮尺度1/600程度とし、処分対象施設の位置、形状を青線で明示するとともに施設名を付記する。

(2) 平面図

縮尺度1/100程度とし、処分対象施設の柱、窓及び出入口等を明示したうえ青線で枠取りし、施設名を付記する。その内負担(補助)対象部分を朱線で囲み、かつ申請部分を朱斜線で明示するとともにそれぞれの寸法及び面積を付記する。